

特定非営利活動法人こがねい環境ネットワーク 定款(抜粋)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こがねい環境ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小金井市(中略)に置く。

(目的)

第3条 この法人は、小金井市環境市民会議と連携し、広く一般市民が積極的に環境の保全、回復及び創造(以下、「環境の保全等」という。)のための活動を推進することを支援し、地域の風土に根差した人と自然の調和がとれた環境社会創りに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)環境の保全を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)環境啓発事業
- (2)環境活動普及推進のための受託事業
- (3)その他目的を達成するために必要な事業